

# 住民の避難行動に結びつく情報提供の充実を目指して

R2.2.26

## ～第2回「近畿地方メディア連携協議会」を開催しました～

-近畿地方整備局-

- 「近畿地方メディア連携協議会」では、令和元年6月12日の発足以降、水害・土砂災害情報等について、テレビやラジオ、新聞等のメディアの特性を活かし、住民の理解と行動につなげるための取組を関係者で連携して実施してきました。
- 今年度の「近畿地方メディア連携協議会」の取組状況の共有や今後の方向性をとりまとめるとともに、令和2年度の出水期に向けた取組改善等について議論しました。

### 第2回近畿地方メディア連携協議会の概要

- 日 時: 令和2年2月26日(水) 10:00～12:00
- 場 所: 大阪合同庁舎第1号館(近畿地方整備局)
- 参加団体: 大阪放送(株)／(株)京都新聞社／(株)産業経済新聞社 大阪本社／(株)奈良新聞社／日本放送協会 大阪放送局／びわ湖放送(株)
- 議 事:
  - 情報共有
    - (1) 令和元年台風第19号を踏まえた全国の動き
    - (2) 全国のメディア連携の取組状況
    - (3) 近畿地方メディア連携協議会の取組状況 今後の取組予定
    - (4) 令和元年出水期において明らかとなった課題
    - (5) 各メディアの取組状況、今後の取組予定
  - 意見交換
    - (1) 近畿地方における取組の方向性(案)
    - (2) 令和2年度出水期に向けた情報発信の取組改善
  - 話題提供
    - (1) 近畿地方整備局と大阪管区気象台による共同会見の実施目安
    - (2) 個人にとって必要な情報を容易に取得できるツールについて
  - 今後のスケジュール



### 情報共有

#### (1) 令和元年台風第19号を踏まえた全国の動き

令和元年台風第19号の概要及び被害状況、ソフト対策における課題(特別警報解除後の河川増水等)、洪水時における情報発信状況と課題(洪水予報の一部未発表等)等について説明。

#### (2) 全国のメディア連携の取組状況

全国におけるメディア連携の取組状況について説明。  
(整備局と気象台による合同説明会、国土交通省職員による専門家解説、SNS等による防災情報の発信等)

#### (3) 近畿地方メディア連携協議会の取組状況、今後の取組予定

今年度の近畿地方における取組状況、今後の予定について説明。

#### 【主な取組内容等】

- 報道番組の気象キャスターによる「川の防災情報」の紹介。今後も番組等で紹介してもらえるよう、年度初め等に意見交換会(共同勉強会)を開催予定。
- 新聞において、台風時に災害情報サイトへリンクする二次元コードを掲載。引き続き、台風接近時にテレビや新聞に二次元コードを掲載する取組を予定。
- 令和元年6月より、近畿地方整備局河川部YouTube公式アカウントにおいて、15河川(16箇所、1ch)で河川監視カメラ映像を配信開始。令和2年3月より、16河川等(66箇所、16ch)に配信箇所数を拡大予定。

#### 【取組内容に関するメディア関係者の意見】

##### <テレビ>

- アナウンサーやキャスターが取材し原稿にしたものを伝えるとタイムラグが生じるため、専門家に解説(電話中継の臨機な対応含む)してもらおう方が遅滞なく切迫感のある情報を発信できる。
- 整備局と気象台の共同会見については、ダム管理者(水資源開発機構)との連携も視野に入れてほしい。

##### <ラジオ>

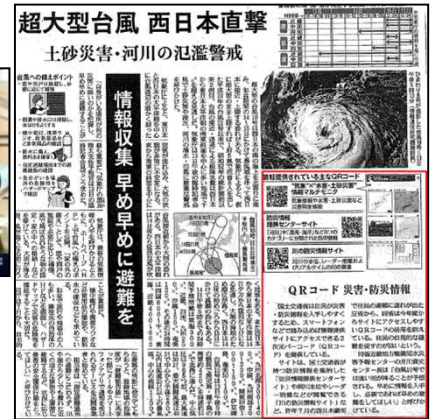
- ホームページに「川の防災情報」や「わがまちハザードマップ」等のバナーを貼ることで取組に貢献できると考える。

##### <新聞関係>

- 共同会見について、台風上陸の1日前に開催されるのであれば、今後何が起こりそうなのか、注意喚起等発信できる情報もあるため、新聞媒体にも配慮した開催タイミングとして頂きたい。
- 専門家解説をテレビ局と進めているが、緊急時は参加団体等の各媒体を対象に情報提供してほしい。

#### (4) 令和元年出水期において明らかとなった課題

気象台より、台風第19号関連等によって明らかとなった課題と対応策について説明。  
(大雨特別警報が解除された後の河川の増水、過去事例を引用した警戒の呼びかけ、「湛水型の内水氾濫」の危険度を適切な表現等)



(5)各メディアの取組状況、今後の取組予定

【日本放送協会 大阪放送局】

- 「避難情報」をテレビ画面に自動表示
- 近畿地方整備局の専門官が電話出演
- 台風・豪雨時の「命を守る」避難呼びかけ
  - ・河川カメラを活用し、「命を守る」行動につながる呼びかけコメントを作成

【びわ湖放送 株式会社】

- 県内のネットワーク構築(強化)
- 滋賀県総合防災訓練への参加(メディア連携訓練)
  - ・現地災害報道訓練を実施(年1回)
- 情報発信ツールを稼働(AIアナウンサーシステム、L字情報)

【株式会社 奈良新聞社】

- 台風接近時などの積極的な事前報道
- 防災、防犯活動の市民団体などを紹介する連載記事掲載
- 生活面での災害情報提供などに関する連載の企画検討

【株式会社 産業経済新聞社】

- 「教訓をいかに伝えるべきか」
  - ・西日本豪雨からの再建などを報道 等
- 「生活に直結する情報をいかに届けるか」
  - ・情報サイトの二次元コードを紙面掲載 等
- 「次の災害にどう備えるか」
  - ・「想定外台風 関西の備え」をテーマに記事掲載 等

意見交換

(1)近畿地方における取組の方向性(案)

新たに推進・より地域に沿った災害情報の発信

<引き続き推進>

- ①行政関係者と報道関係者の情報・知識の共有および情報発信の充実
- ②災害情報の分かりやすく積極的な配信ツールの強化
- ③平時からの住民の避難行動に資する災害情報の周知および入手容易化の促進
- ④洪水時の切迫感あるリアルタイム情報の積極的な伝達の推進

<新たに推進>

- ①より地域に沿った災害情報発信と地域コミュニティ防災力の強化



「令和2年度 大和川水系総合水防演習・奈良県防災総合訓練」では地域メディアと連携して情報発信訓練を実施予定

【取組の方向性に関するメディア関係者の意見】

- 行政はサポートすることしかできないため、住民が主体となり防災(避難)行動を起こすことができるよう導く必要がある。マイタイムラインでは、不十分と考える。
- 公的避難所と住居の位置関係や避難するタイミングによっては、公的施設に限定した避難は非効率的な場合もあり、民間施設(マンションや会社のビル等)を避難候補地とするケースも考えられる。個人で避難計画を立てることは容易ではなく、民間企業との交渉が必要な場合は、自治体単位での助け合いが必要である。
- 自治体や自治会が避難計画の作成に協力しないと、高齢者がどこに住んでいるかさえ把握できず、支援がなければ避難できない高齢者もいることから、マイタイムラインでは解決できない。
- 摂津市において自治会単位で避難計画の作成に取り組んでいる事例があるので、勉強会等の場に避難計画を作成した自治会長や指導した防災研究者を講師として招き、情報共有してはどうか。
- 普段生活している中で過去の浸水被害等身近な情報から集め、地域の自治会で最適な避難場所を話し合う場を設け、地域防災マップを作成するといった取組を展開してはどうか。
- 地域コミュニティが残っている所では避難インフルエンサーの活動に意義があると考えますが、過疎化が進む山間部では避難インフルエンサーがどのような活動、役割を担うのか課題が残る。

(2)令和2年度出水期に向けた情報発信の取組改善

【どのような情報があれば報道で使いやすいか等に対するメディア関係者からの意見】

<ラジオ>

- 大雨特別警報解除後に発生した河川氾濫事例のように、下流域の住民に対する洪水到達時間の差を考慮した注意喚起は、専門家の意見を聞きながらでないメディア単独での情報発信は困難であるため、整備局もしくは河川事務所の方に具体的に伝えてもらうことが必要である。
- 日頃から防災関連情報の解説や周知、啓発が必要と考えているので協議会・勉強会を通じて連携を図りたい。

<ラジオ>

- パーソナリティが発言すれば、我がこととして伝わることもあるため、積極的に情報発信していきたい。

<新聞関係>

- 紙面でも専門家の解説を載せることで、読者の注意を引きつけることができる。
- どの地域の危険度が高まる見込みか、台風上陸の1日前を目途に府県単位で構わないので予測の情報を提供して頂きたい。

近畿地方整備局と大阪管区気象台による共同会見の実施目安について

1. 共同会見の目的

住民生活に重大な影響を及ぼすような気象現象や、大規模な水災害・雪災害等の自然災害の発生が近畿地方において予想されるなどの場合に、近畿地方整備局と大阪管区気象台が共同で会見を実施し、被害の防止・軽減を図ることを目的としています。

2. 共同会見実施の目安

- (1)ケースA(大阪管区気象台発議を想定)
  - ア 過去に同地域に大規模な災害をもたらした時と同程度の大雨<sup>※1</sup>が予想される場合
  - イ 大雨特別警報が発表された場合
  - ウ 重大な交通障害を伴う大雪が予想<sup>※2</sup>される場合

注: 大型連休・冬・年末年始等では社会的影響が平時より大きくなることを考慮する  
 ※1 「50年に一度の値(48時間)」の出現が予想される場合  
 ※2 気象台による雪への「一層の警戒の呼びかけ」が予想される場合

- (2)ケースB(近畿地方整備局発議を想定)
  - ア 河川の氾濫により大規模な浸水が予想される場合
  - イ 大雪による自然災害により、大規模な交通規制を実施することが予想される場合

- (3)ケースC
  - ア その他、両者協議の上必要と認められる場合

話題提供

(1)近畿地方整備局と大阪管区気象台による共同会見の実施目安

共同会見の目的及び実施の目安について紹介。

【問合せ】国土交通省近畿地方整備局 水災害予報センター・河川計画課  
 〒540-8586 大阪市中央区大手前1-5-44 TEL 06-6942-1141(代表)



住民自らの行動に結びつく  
 水害・土砂災害ハザード・リスク  
 情報共有プロジェクト